

## 大阪大学(吹田1)研究棟改修(工学部)施設整備等事業の入札説明書等に関する質問回答表

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答
			頁	( )	カ	カ	カ		
1	入札説明書	施設整備業務	4	6	4	2	ア	「新築棟(校舎)の運營業務に係わる備品整備」は、運営上に必要なパソコン、FAXなどの備品と理解してよろしいでしょうか。新築棟の共用開始に伴う、机、椅子、ブラインドなどの備品は大学側に設置するものと理解してよろしいでしょうか。また、事業者側で整備する備品は事業者の所有とし、必要に応じて更新するものと理解してよろしいでしょうか。	オープンラボに係わる備品については大学または入居者が用意するものとします。一方、オープンラボ以外に係わる備品整備については前段のお考えの通りです。また、後段の質問についてもお考えの通りです。
2	入札説明書	新築棟(校舎)における運營業務	5	6	4	2	ウ	新築棟の光熱用水費は、大学側が負担するとの理解でよろしいでしょうか。また、事業者が運営拠点とする1Fの一般事務スペースについての光熱用水費は別途メーターを取り付け、事業者が運営期間中支払うことになるのでしょうか。お考えをお示しください。	事業者が負担する新築棟の光熱用水費については、後段のご理解で結構です。
3	入札説明書	競争参加資格等	8	8	1	3	イ	本事業は、改修工事竣工まで約4年間と長期にわたるため、なるべく多くの配置予定技術者を登録したいと考えております。配置予定技術者においては、工事経験・資格を満たしており各工事中工時に配置可能であれば、登録は可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
4	入札説明書	提出書類(様式46)	27	8	9			改修建物は既存建物で、新営建物も広大な敷地中央に立地する5階建ての建物ですので、日影図を作成する必要性は低いと思われます。ここで日影図を求められる理由をご教授下さい。	市条例により地域住民への配慮から日影図を役所より求められます。敷地中央部の立地から日影による敷地外への影響がないことを証明するためのものと理解して下さい。(改修棟及び新営棟のうち計画通知等を要する施設が対象です。)
5	入札金額等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等	施設整備費相当の支払方法	3	2	2	1	ア	新築棟を除く改修棟の支払いは第1回から第5回まで引渡し棟数に応じて順次増加することですが、たとえば、第2期工事の引き渡しは平成18年9月末(別紙資料の工程表)とすれば、第2期工事の施設整備費の第1回の支払いは平成18年10月、第5期工事の引渡しは平成20年10月末とすれば、第5期工事の施設整備費の第1回の支払いは、平成21年4月とし、引渡し日以後の4月あるいは10月に第1回分が支払われるものとの理解でよろしいでしょうか。また、この場合、各改修棟の第1回の金利算定期間は、引渡しから第1回支払いまでの月数にて金利を計算する必要があるのでしょうか。それとも6ヶ月毎の元金均等で算出される金利相当額でよろしいのでしょうか。	各工事の引渡日については、事業契約書案別紙3の日程表より、第2期工事は平成18年11月、第5期工事は平成20年12月となります。また、施設整備費相当の支払手続については、修正公表した入札金額の算出方法及びサービス購入費の支払方法等の2(2)の2)より、毎年4月1日及び10月1日以降30日以内に選定事業者が請求書を大学に送付し、大学は請求書を受領した日の翌々月末までに支払うこととなります。したがって、第2期工事に関する施設整備費の第1回の支払いは、平成19年4月1日から30日以内に選定事業者が請求書を大学に送付し、大学が当該請求書を受けた日の翌々月末までに行われ、第5期工事に関する施設整備費の第1回の支払いは、平成21年4月1日から30日以内に選定事業者が請求書を大学に送付し、大学が当該請求書を受けた日の翌々月末までに行われるものとご理解下さい。また、各改修棟に関する第1回の割賦金利算定期間は、第2期工事については、事業契約書案別紙3の日程表で設定した引渡日の翌日から平成19年3月31日まで、第5期工事については、事業契約書案別紙3の日程表で設定した引渡日の翌日から平成21年3月31日までとし、割賦金利の算定は日割計算によるものとします。
6	入札金額等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等	施設整備費相当の支払方法	3	2	2	1	ア	新築棟に関する施設整備費の支払いは全27回の割賦支払となっておりますが、新営建物はBOTであり民間事業者の所有となります。この場合、民間事業者は施設整備費を受領し、税法に則った減価償却を行いつつ、事業期間終了後に大学に無償譲渡することですが、会計法上の費用対収益の考え方に齟齬が生じることはないのでしょうか。対応策がございましたらご教授下さい。	新築棟については、事業契約書案第34条及び第52条により、所有権留保特約売買に該当することを想定しています。したがって、民間事業者は、新築棟について売買取引に準じた処理を行い、大学は、当該所有権留保特約売買の購入対価として、施設整備費を全27回に分けて民間事業者に支払うこととなります。また、この場合には、当該新築棟に係る減価償却は大学が行うこととなります。
7	様式集	提出書類の体裁や部数について	5	4		16		様式60-1～3については計算式を含むデータをCD-Rで提出するとのことですが、本様式以外に見積もり費用を記述する様式も含めてリンクをはった事業収支プログラム(独自に作成したエクセルのプログラム)も一緒に提出することでもよろしいでしょうか。	様式60-1～3の提出は必須ですが、当該様式以外に提案者が独自に作成した追加・添付資料をMicrosoft Excelにより作成して提出して頂いても結構です。なお、その場合には、当該追加・添付資料と様式60-1～3との関係が分かるように説明資料を付し、Microsoft Excelに計算式等を残すようにして下さい。
8	様式集	様式23-1	34					保険料を記載するよう指示がされておりますが、この保険料は提案時点での収支計画を算出するためのあくまでも概算見積という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	様式集	様式60-1	72					営業費用の項目に施設費相当(第1期)とありますが、第1期工事は新営建物であり、事業者所有となり、減価償却の項目が必要となりますが、項目の追加・変更は可能でしょうか。	No.6の回答にあるように、新築棟については大学が減価償却を行うことを想定しています。

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答	
			頁	.	( )	)	加			
10	様式集	様式60-3	74					部分は大学が算出して記入するとのことですが、この欄(セル)には 印をそのまま記載しておけばよろしいでしょうか。	印をそのまま記載して頂ければ結構です。	
11	要求水準書	施設的设计及び建設に関する要求水準	12 38	4 5	4 2	6 6	2	外構計画について(2ページ6)では植栽は事業範囲外となっていますが、38ページ6)では植栽等、外構施設も適宜提案となっております。植栽は新営棟についてのみ適宜提案を行い、工事は全体共事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。	U1棟改修の屋上部及び新営棟周辺部は提案を行って下さい。	
12	要求水準書	施設的设计及び建設に関する要求水準	21	4	6	2	4	ウ	一般乗用11人乗り、身障者用15人乗りの性能になっておりますが、現状9人乗りの性能仕様も見受けられます。既存シャフトに納まる範囲内での性能提案としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	要求水準書	その他	22						部分に、事業者が大阪大学経理部調達センターへ支払うとの記載がありますが、事業者が大阪大学に支払う電力、ガス、給水について、期間・時期・対象業務についてご教授下さい。	改修建物については工事期間中のみ、支払いが発生します。新営建物については、工事期間及び運営期間中に支払いが発生しますが、対象エリアについては、SPCにて使用するエリアとお考えください。
14	要求水準書	維持管理業務	51	2	3	1			「業務実施にあたり、……、有資格者を選任し行う。」とありますが、法定点検を行う場合は、それに必要な資格者をもって実施すれば特に常駐させなくてよいと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	要求水準書	維持管理業務	57	4	4	2			「実験排水槽PH測定記録」について、測定頻度の指定はありますでしょうか。	「実験排水槽PH測定記録」は実施しないものとします。
16	要求水準書	維持管理業務	59	5	1	1			「清掃業務の対象範囲は、建物内部共用部分及び講義室等とする。」とありますが、他各室の定期清掃等は対象範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	要求水準書	運営業務に関する要求水準	64	3	3	3	1	工	「また、入居者費用および退去時の現状復帰費用は入居者負担とする。」とありますが、事業契約終了時に新営棟が事業者から大学側へ移管される時は入居者が1期工事完了時の姿に原状復旧されるものとし、また、2期から5期で入居者の要望等により改修する場合は大学側が費用を負担するものとする、と理解してよろしいでしょうか。	後者の改修工事中の移転に伴う新築棟内の改修については大学側負担で行います。前者の事業終了時の処理については、研究の都合上、当該時点で明け渡しが必要な場合が発生し原状復帰できない部屋が発生する可能性があります。この場合は、事業契約第54条の内容等を踏まえ、大学の責において、大学と事業者の相互において合理的な対処を致します。
18	要求水準書 資料 別添資料 [資料2] 現況図	C2・C3 現況図 2～4階平面図							C2棟とC3棟の位置関係が1階平面図と異なっていますが、1階平面図を正と考えてよろしいでしょうか。	ご指摘の通りです。修正致します。
19	要求水準書 資料 別添資料 [資料3] 改修計画図(案)	C2・C3 改修計画 1階平面図							C2棟北側に寸法3,200で記載されている点線が表現するものをご教授下さい。	点線はバルコニー及び上部の庇を表現しております。
20	要求水準書 資料 別添資料 [資料3] 改修計画図(案)	C2・C3 改修計画 1階平面図他							外壁部分に遮光と記載されていますが、事業範囲外の備品(暗幕等)と考えてよろしいでしょうか。もし事業範囲内ならば仕様をご教授下さい。	ご理解のとおりです。
21	要求水準書 資料 別添資料 [資料3] 改修計画図(案)	C4・C5 改修計画 2階平面図							自動ドア、袖壁開閉可能と記載されていますが、技術的に解決できない場合は開口巾を優先する提案でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	要求水準書 資料 別添資料 [資料3] 改修計画図(案)	C4・C5 改修計画 3,5階平面図							C4-325室等で上面ガラス(5階は防火対応)と記載されていますが、ガラスにすることによって必要とされる性能をご教授下さい。	実験室の安全性の観点から、視認性を高めるべく設置しているものです。
23	要求水準書 資料 別添資料 [資料3] 改修計画図(案)	U1(管理棟)改修計画 各階平面図							現況図で北側に屋外階段が記載されておりますが、改修計画図に沿って撤去する必要がありますか。	特に撤去する必要はありません。
24	事業契約書(案)	用語の定義	4	1	条	17			この「事業者備付動産」についてはリース方式としてもよろしいのでしょうか。また、修繕更新も事業者側に行うものとの理解でよろしいでしょうか。	第34条および第52条より、改修棟については、改修終了後引渡時に所有権が大学に帰属するためリース方式は不可と判断します。新築棟についてはリース方式は可能ですが、新築等にかかる施設整備費相当の支払完了時に大学に所有権の移転が行われるよう対処して下さい。なお、修繕更新は事業者側に行うものとします。

No	資料名等	項目	該当箇所					質 問	回 答
			頁	( )	)	加			
25	事業契約書(案)	設計変更	7	8・条	1項			事業者が大学の請求による設計変更に伴う増加費用、減額費用の支払いについて、サービス購入費の支払額を変更するものとありますが、施設整備費用において、この増加、減額は元本の金額変更との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
26	事業契約書(案)	契約保証金	12	20条	2項			履行保証保険の付保方法として、新築棟の設計期間から第5期の整備工程に整備が行われる本件施設各棟の整備期間満了時まで通期で付保しなければならぬのでしょうか？保険コストを合理的にするためにも例えば、第1期工事・第2期工事ごとのように各整備工程ごとに履行保証保険を分けて手配することを認めていただけないでしょうか。	整備期間満了時まで保険が付保されるのであれば、通期または分割の選択は事業者判断とします。
27	事業契約書(案)	第三者に発生した損害	17	31条	3項			整備期間中に大学または事業者が不可抗力により第三者に対し損害を発生させた場合、大学及び事業者は別紙11に従って損害の賠償をしなくてはならないとありますが、一方で不可抗力の定義では「大学及び事業者のいずれの責めにも帰さないものを言う」となっています。帰責性のない事由に対して大学及び事業者が損害の賠償を負担する必要がありますでしょうか？本条項の見直しをご検討下さいますようお願い致します。(不可抗力であれば、通常は法律上の賠償責任も発生せず、賠償責任保険も発動されません。)	31条3項は削除を含め検討するものとします。
28	事業契約書(案)	引渡手続	18	34・条	2項			新築棟については、建物及び事業者備付動産の占有権のみ大学に移転する。また、大学は上記の所有権留保持約付売買の購入価格とありますが、当該売買について別途契約を締結する予定はありまじょうか。また、占有のみを移転するとは具体的にどのようなことを想定されているのでしょうか。ご教授ください。	別途契約を締結する予定はありません。「占有権のみを移転する」とは新築棟の譲渡が所有権留保持約付売買であることを明確にし、事業者が所有権を留保している間の大学による新築棟の使用を想定しているのご理解ください。
29	事業契約書(案)	引渡手続	18	34・条	2項			新築棟において、所有権留保持約付売買を締結すれば、新営建物の償却については、ファイナンスリース方式とみなして、事業期間終了時に無償譲渡する方法を採用できるものと理解してよろしいでしょうか。また、事業者が事業期間中に支払う固定資産都市計画税については、その期の残存割賦対価に対するものに税制優遇措置を考慮した金額と理解してよろしいでしょうか。	ご質問の前段については、No.6の回答を参照して下さい。ご質問の後段については、固定資産税及び都市計画税の課税標準は、地方税法(昭和25年法律第226号)第349条及び第702条に基づくものとなります。当該課税標準に対して「PF」に係る税制特例措置が適用されるもののご理解下さい。
30	事業契約書(案)	瑕疵担保責任	18	35・条	1項			本件事業改修工事を行う前の、新築棟を除く本件施設各棟に内在していた瑕疵の場合は、瑕疵補修に伴う追加費用は大学側のご負担との理解でよろしいでしょうか。またその瑕疵補修に伴い整備期間の延長が必要となった場合、整備期間の延長に伴う追加費用も、大学側のご負担との理解でよろしいでしょうか。	前者についてはご理解の通りです。後者については第18条に記載の通りです。
31	事業契約書(案)	本件施設各棟の修繕等	20	41・条	2項			「その他事業者の責めにも帰さない事由」には、「本件事業改修工事を行う前の、新築棟を除く本件施設各棟に内在していた瑕疵」も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
32	事業契約書(案)	第三者に発生した損害	22	45条	3項			本件施設各棟の維持管理期間中または新設棟の運営期間中に大学または事業者が不可抗力により第三者に対し損害を発生させた場合、大学及び事業者は別紙11に従って損害の賠償をしなくてはならないとありますが、一方で不可抗力の定義では「大学及び事業者のいずれの責めにも帰さないものを言う」となっています。帰責性のない事由に対して大学及び事業者が損害の賠償を負担する必要がありますでしょうか？本条項の見直しをご検討下さいますようお願い致します。(不可抗力であれば、通常は法律上の賠償責任も発生せず、賠償責任保険も発動されません)	45条3項は削除を含め検討するものとします。
33	事業契約書(案)	サービス購入費の支払	23	48条	2項			「理由の如何を問わず」とありますが、不可抗力による大幅な遅延があった場合、遅延期間中に1回目の借入元本返済期日が到来した際の返済見合資金の調達が困難になるものと想定されます。つきましては、当該返済見合資金を別紙11の追加費用として認めていただくことは可能でしょうか？ご検討下さいますようお願い致します。	不可抗力発生時の取決めについては、第12章(質問については第68条)において定めています。
34	事業契約書(案)	サービス購入費の支払	23	48・条	5項			「大学は事業者に対して当該確認の結果を通知するものとする。」とありますが、この通知は書面にて発行して頂けるのでしょうか。また、具体的に何日以内に通知して頂けるのでしょうか。ご教授ください。	別紙14の第3項に示しています。また、通知は書面で行います。
35	事業契約書(案)	大学による任意解約	27	57条				「大学は、事業者に180日以上前に書面による通知を行うことにより、本契約期間中いつでも、他に特段の理由を有することなく、本契約の全部又は一部を解約することができる。」とありますが、この際、事業者の得べかりし利益等の負担をしていただけると理解してよろしいでしょうか。	第61条および第1条34項記載の通りです。

No	資料名等	項目	該当箇所					質 問	回 答
			頁	( )	( )	加			
36	事業契約書(案)	解約時におけるサービス購入費の支払	27	59条	1項	(1)		なお書き以下で、本件施設各棟の整備出来高部分及び事業者備付動産が存在する場合でも、原状(更地)回復するよう請求できるとありますが、この場合のサービス購入費の支払はどのようになるのでしょうか。	第59条1項(1)記載の通り、検査に合格した部分の支払が行われる上で、大学の負担により原状回復が行われます。
37	事業契約書(案)	解約時における事業者の責任	28	60	2項			引渡し前の契約解除において、事業者に対する当該建物のサービス購入費支払債務と事業者に対し有する違約金又は損害賠償請求権とを対当額で相殺することができるものとするのですが、履行保証保険契約の保険金が、まず最初に違約金に充当されるとの理解でよろしいでしょうか。(出来高と違約金が相殺された後は、保険会社は、違約金をカバーする履行保証保険の保険金の支払いを行わない可能性がありますので確認させて下さい。)	ご理解のとおりです。履行保証保険契約の保険金がまず最初に違約金に充当され、残りの損害賠償請求権等について事業者に対する出来高部分と対等額で相殺されるとご理解ください。
38	事業契約書(案)	解約時における事業者の責任	28	60条	2項			サービス購入費と違約金又は損害賠償請求権とは相殺できるとありますが、施設整備費相当も相殺されるのでしょうか。	ご理解の通り相殺可能としています。
39	事業契約書(案)	解約時における事業者の責任	28	60条	3項			サービス購入費と費用求償権とは相殺できるとありますが、施設整備費相当も相殺されるのでしょうか。	ご理解の通り相殺可能としています。
40	事業契約書(案)	解約時における事業者の責任	28	60条	4項			改修対象各棟(RTO分)については、大阪大学殿として国立大学協会総合損害保険中の財産保険に加入するという理解でよろしいでしょうか。	改修建物各棟については、大阪大学が国立大学法人総合損害保険に加入しておりますが、工事中の損害等については、事業者による保証となります。
41	事業契約書(案)	第10章 表明保証及び誓約	29	62条	2	(1) (2)	-	資金提供のシンジケーションにおきまして、貸付による資金提供者に加え、信託受益券を通じた資金提供者も含めることを考案中です。即ち、当初融資された金融機関からPFI事業者への貸付の一部が、国内の信託銀行に譲渡され信託受益権となります。この時、国内の信託銀行が、PFI事業者が所有する新築棟(校舎)部分及びPFI事業者の大阪大学に対して有する債権への質権設定及び担保提供つきまして、大阪大学の事前承諾の申請を直接行います。この場合、大阪大学及びPFI事業者に特段の不利益が無い限り、原則ご承諾を頂けますか。	大学と金融機関との間で締結予定の直接協定における当初の金融機関の地位が信託銀行に承継され、当該信託銀行においてその旨の確認書を大学に提出する場合には、原則として債権譲渡に同意します。また、質権設定についての承諾については、大学が事業者に主張できる抗弁を質権者にも主張できることが条件になると思います。具体的には質権設定契約及び承諾書文案を見て判断します。
42	事業契約書(案)	別紙6 法令変更による追加費用、増加費用、損害金分担規定	46				2	消費税に関する法令の変更は大学側が100%負担していただけるとのことですが、たとえば消費税が事業期間途中で変更になった場合、サービス対価(施設整備費元本、維持管理費用、運営費用他)に係る消費税部分の支払いも変更していただけるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
43	事業契約書(案)	別紙6 法令変更による追加費用、増加費用、損害金分担規定	46					第9条第1項において、設計段階での法令変更についても規定がなされています。また、建設段階での法令変更も別紙6が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。第65条も参照下さい。
44	事業契約書(案)	別紙9 事業者が付保する保険	49	2				維持管理期間中及び運営期間中の保険で記載のある保険はまとめて総合賠償責任保険として付保してもよろしいでしょうか。	要件を満たした上であれば、事業者判断とします。
45	事業契約書(案)	別紙13 維持管理費相当及び運営費相当の減額の基準と方法	55	1	(3)	1)		教官・学生の実験器材・薬品等の取扱い不備、操作ミス、整備不備等に起因する事故は事業者の減額対象にはならないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
46	事業契約書(案)	別紙13 維持管理費相当及び運営費相当の減額の基準と方法	56	1	2	1		モニタリングの対象となる維持管理費において、減額対象業務は、建物保守管理業務、設備保守管理業務、清掃業務の3業務が対象であり、SPCの運営経費などのその他の費用(P65の(5)内訳表に記載のその他費用)は減額の対象とはならないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

大阪大学(吹田1)研究棟改修(工学部)施設整備等事業 入札説明書等の修正について

平成 16 年 10 月 8 日  
 国立大学法人大阪大学

平成 16 年 9 月 15 日に公表した入札説明書等について、以下の該当部分の修正をお願いします。

なお、事業内容に影響の無い句読点修正や体裁修正等の軽微な修正については、記載を割愛しております。

入札説明書

ページ	該当箇所	修正前	修正後
4	6 2) イ	建物設備保守管理業務（整備運転・・・	建物設備保守管理業務（設備運転・・・
13	13 (1) 1) 13 (7) 1)	ただし、郵送する場合は平成 16 年 12 月 14 日（火）	ただし、郵送する場合は平成 16 年 12 月 15 日（水）
18	22 (1) 1) ア イ 22 (1) 2) ア	大学は適法な請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。	大学は適法な請求書を受理した日の翌々月末までに支払うものとする。

別紙 / 入札金額等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等

ページ	該当箇所	修正前	修正後
4	2 2) 2) ア	選定事業者は、毎年 4 月 1 日及び 10 月 1 日以降、30 日以内に大学に対して請求書を送付し、大学は請求を受けた日から 30 日以内に施設整備費相当のサービスの対価を支払う。	選定事業者は、毎年 4 月 1 日及び 10 月 1 日以降、30 日以内に大学に対して請求書を送付し、大学は請求書を受理した日の翌々月末までに施設整備費相当のサービスの対価を支払う。
5	2 2) 2) イ	選定事業者は、支払額の通知受領後速やかに大学に請求書を送付し、大学は請求を受けた日から 30 日以内に維持管理費相当及び運営費相当のサービス購入費を支払う。	選定事業者は、支払額の通知受領後速やかに大学に請求書を送付し、大学は請求書を受理した日の翌々月末までに維持管理費相当及び運営費相当のサービス購入費を支払う。

落札者決定基準

ページ	該当箇所	修正前	修正後
2	(1) フロー	競争参加資格が確認できるか。	競争参加資格の要件を満たしているか。
2	(1) 枠内	競争参加資格を充足しないと評価された者は、提案書を提出し入札に参加することはできない。	競争参加資格の要件を満たしていないと評価された者は、提案書を提出し入札に参加することはできない。
2	(2) 枠内	・・・再入札を実施する・・・	・・・再度入札を実施する・・・

3	4	・・・欠格とする。	・・・失格とする。
5	5 (3) 1)	事業計画等に関する事項	事業計画に関する事項
6	5 (3) 2)	施設整備計画等に関する事項	施設整備計画に関する事項
8	5 (3) 3)	維持管理計画等に関する事項	維持管理計画に関する事項
8	5 (3) 4)	運営計画等に関する事項	運営計画に関する事項

#### 様式集

ページ	該当箇所	修正前	修正後
13	様式 5 表左項目	イ建設様式 10 ウ工事監理様式 9	イ建設様式 9 ウ工事監理様式 10
25	様式 14 中段文	・・・「大阪大学(吹田1)研究棟改修(工学部)施設整備等事業」の競争入札に関する入札ならびに見積の権限を委任します。	・・・「大阪大学(吹田1)研究棟改修(工学部)施設整備等事業」の競争入札に関する入札ならびに見積、また複代理人選任の権限を委任します。
27	様式 16 中段左	(代理人、復代理人の場合)	(代理人の場合)

#### 要求水準書

ページ	該当箇所	修正前	修正後
目次	別添資料	【資料1】事業計画地位置、及び敷地図	【資料1】事業計画位置図、及び敷地図
10	4 (2)	・・・改修時・解体時における環境汚染に配慮すること。しゅん功時に・・・	・・・改修時・解体時における環境汚染に配慮すること。また、有機リン系難燃剤の使用は禁止とする。しゅん功時に・・・
65	3 (3) 3)	オ 現状では、・・・	エ 現状では、・・・
別添資料	【資料1】	工学研究科予定改修建物	工学研究科改修予定建物
別添資料	【資料6】	1) 排水設備・空調設備主要材料	1) 給排水設備・空調設備主要材料

#### 事業契約書(案)

ページ	該当箇所	修正前	修正後
2	発注者 住所	大阪府吹田市山田丘2-1	大阪府吹田市山田丘1-1
35	第83条	大学が本契約に基づき行うべき支払を遅延した場合、大学は、未払額につき、遅延利息の支払い日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条1項を適用して計算した額の遅延利息を相手方に支払わなければならない。 2. 事業者が本契約に基づき支払うべき金銭の支払を大学	大学又は事業者が、本契約に基づき行うべき支払が遅延した場合、大学又は事業者は、未払い額につき延滞日数に応じ年3.6パーセントの割合で計算した額の延滞利息を相手方に支払わなければならない。

		の指定する期間内に支払わないときは、支払わない額につき、その期間を経過した日から支払う日までの日数に応じ、延滞金の支払い日における国の債権の管理等に関する法律第 35 条第 1 号を適用して計算した額の延滞金を大学に対して支払わなければならない。但し、第 51 条第 2 項に基づく債務については、支払い日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 11 条を適用して計算した額の延滞利息を支払うものとする。	
35	第 84 条	本契約に関する紛争は、	本契約に関する訴訟は、
35	第 85 条 3 項	・・・、甲及び乙は、・・・	・・・、大学及び事業者は、・・・
54	別紙 12 第 5 条 2 項	本保証は、事業契約に基づく事業者の主債務が終了又は消滅した場合、終了するものとする。	本保証は、事業契約に基づく事業者の主債務が終了又は消滅した場合、終了するものとする。ただし、事業者の保証人に対する何らかの義務が履行されていないときは、この限りではない。
65	別紙 14 3 (1)	事業者は毎年 4 月 1 日及び 10 月 1 日以降、30 日以内に大学に対して請求書を送付し、大学は請求を受けた日から 30 日以内に施設整備費相当のサービス購入費を支払う。	事業者は毎年 4 月 1 日及び 10 月 1 日以降、30 日以内に大学に対して請求書を送付し、大学は適法な請求書を受理した日の翌々月末までに施設整備費相当のサービス購入費を支払う。
65	別紙 14 3 (2) 下段	事業者は支払額の通知受領後速やかに大学に請求書を送付し、大学は請求書を受けた日から 30 日以内に維持管理費相当及び運営費相当のサービス購入費を支払う。	事業者は支払額の通知受領後速やかに大学に請求書を送付し、大学は適法な請求書を受理した日の翌々月末までに維持管理費相当及び運営費相当のサービス購入費を支払う。

基本協定書（案）

ページ	該当箇所	修正前	修正後
3	発注者	国立大学法人 大阪大学 総長 宮原 秀雄	国立大学法人 大阪大学 総長 宮原 秀夫

以上